

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年11月29日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	近藤喜典
同	尾崎雅輝

定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
福祉部	障害福祉課	30-12	意見	身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱において、自動車の買替えによる再申請までの期間に係る規定がないので、助成事業がより有効に活用されるよう要綱の見直しを検討されたい。	要綱の見直しを検討した結果、期間を設けてしまうと必要な人に支援ができなくなる恐れがあること、現在、短期間で申請する人が少ないこと、他都市の状況においても期間を設けていない自治体が少なくないことなどから、現時点においては自動車の買替えによる再申請までの期間を定めないこととした。	R1. 5. 20
教育委員会 教育課	教育政策課	30-14	意見	小中学校等の学校用地の一部として借地する契約において、単年度契約している事例が散見されたので、安定性や事務の効率化の観点から複数年契約を検討されたい。	過去に複数年契約を検討した際に、相手方の意向を尊重し単年度契約としている経緯を踏まえ検討した結果、当分の間単年度契約とすることとした。	R1. 8. 9

定例監査の監査結果に基づく措置結果（平成29年度）

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
上下水道局	営業課	29-9	指摘事項	漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱において、指定給水装置工事事業者以外の者が施工した場合は減量認定の適用外としているにもかかわらず、減量認定している事例が散見されたので、要綱等で具体的な認定要件を明確にし、適正な事務処理をされた。	取扱要綱を改定し、軽微な変更或いは施工後の状況において当該給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していると確認される場合は、必要な資料を添付することで減量認定の適用となるように明記した。	R1. 7. 9
			意見	漏水等による減量認定において、取扱要綱の認定要件に係る申請者への周知不足の事例が散見されたので、適切な周知に努められた。 また、自己修理が認められている軽微な漏水に係る減量認定申請において、不必要な誓約書を添付させていたため、適切な事務処理に努められた。	周知の方法は、ホームページへの掲載のほか、従前より漏水の恐れのある使用者宅に検針員が投函しているお知らせ文書のなかで、指定給水装置工事事業者による修理を促す文言を強調するなど、申請者に認定要件を適切に伝えることとした。 また、減量認定の取り扱いを整理していく中で、不必要な誓約書は添付させないものとした。	